

◎知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の一部免責の額を改めることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等
 - （1） この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 家畜改良増殖法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第6関係）
- 2 肥料取締法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第6関係）
- 3 漁業法の一部改正に伴い、沿岸漁場管理団体指定申請について手数料を徴収することとする等所要の改正をすることとした。（別表第6関係）
- 4 施行期日
この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 県民税の法人税割の税率の特例措置の期間を令和8年1月31日まで延長することとした。（附則第19条関係）
- 2 施行期日
この条例は、令和3年2月1日から施行することとした。（附則関係）

◎地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 肥料取締法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 2 漁業法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第3関係）
- 3 施行期日
この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 花巻市が農地法に規定する指定市町村に指定されたことに伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 2 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 個人番号を利用することができる事務に高等学校の専攻科に在学する生徒に係る修学に要する費用の給付に関する事務を加えることとした。（別表第1関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（別表第1関係）
- 3 施行期日
この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 子育て支援対策臨時特例基金条例の有効期限を令和6年9月30日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 県立高等学校の学科を廃止することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎野外活動センター条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 野外活動センターの名称を変更することとした。（第1条関係）
- 2 野外活動センターの管理の方法を改めることとした。（第1条の2～第1条の4、第1条の6～第5条、別表第2関係）
- 3 野外活動センターの使用許可の対象施設の範囲を改めることとした。（別表第1関係）
- 4 野外活動センターの使用料の額を定めることとした。（別表第2関係）
- 5 その他所要の改正をすることとした。（第1条の5、第2条、別表第1、別表第2関係）
- 6 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。（附則関係）